

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	1 1	1 1－ 1	厚原字込野	1 6 5 2 1 1	
〃	1 2	1 1－ 3	〃	1 6 5 2 3 0	
〃	1 3	1 1－ 4	〃	1 6 5 2 3 1	
〃	1 4	1 1－ 2	〃	1 7 1 9 1 9	
〃	1 5	1 2－ 1	〃	1 7 1 3 1 0	
〃	1 6	1 2－ 2	〃	1 7 1 3 9	
〃	1 7	1 2－ 3	〃	1 7 1 3 1	
〃	1 8	1 3－ 1	〃	1 7 1 3 1 2	
〃	1 9	1 3－ 3	〃	1 7 1 3 1 1	
〃	1 1 0	1 3－ 4	〃	1 7 1 3 6	
〃	(後葉に続く) 1 1 1	1 3－ 2	〃	1 7 1 3 1 4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		厚原字込野	1713 15	
末広	1 12	1 3- 5	〃	1713 13	
〃	1 13	1 3- 6	〃	1713 5	
			〃	1713 7	
〃	1 14	1 4- 1	大淵字風穴	2615	
〃	1 15	1 4- 2	〃	2615	
〃	1 16	1 4- 3	〃	2615	
〃	1 17	1 4- 4	〃	2615	
〃	1 18	1 90- 2	厚原字込野	1699 5	法第95条第1項の規定による特別処分
〃	1 19	1 90- 1	〃	1699 8	法第95条第1項の規定による特別処分
〃	(後葉に続く) 1 20	1 5	大淵字風穴	2603 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大淵字風穴	2 6 0 3 3	
			〃	2 6 0 3 4	
			〃	2 6 0 3 6	
			〃	2 6 0 3 9	
			〃	2 6 0 3 1 4	
			〃	2 6 0 4 1	
			〃	2 6 0 4 4	
			〃	2 6 0 5 1	
			〃	2 6 0 5 3	
			〃	2 6 0 6 1	
	(後葉に続く)		〃	2 6 0 6 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大淵字風穴	2 6 0 8 1	
			〃	2 6 0 9 1	
			〃	2 6 0 9 4	
			〃	2 6 0 9 5	
			〃	2 6 0 9 6	
			〃	2 6 0 9 7	
			〃	2 6 0 9 8	
			〃	2 6 0 9 9	
			〃	2 6 0 9 1 2	
			〃	2 6 0 9 1 3	
	(後葉に続く)		〃	2 6 0 9 2 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大淵字風穴	2609 22	
末広	1 21	1 6	〃	2595 1	
			〃	2595 19	
			〃	2607 1	
〃	1 22	1 7ー 1	厚原字込野	1718 4	
			〃	1725 1	
			〃	1725 2	
			〃	1726 1	
			〃	1727 3	
			〃	1727 5	
			〃	1727 8	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	1 23	1 7 - 2	厚原字込野	1 7 1 8 1	
〃	1 24	1 7 - 3	〃	1 7 2 5 5	
〃	1 25	1 8	大淵字風穴	2 5 9 6 2	
			〃	2 5 9 7 3	
			〃	2 5 9 7 4	
〃	1 26	1 9	厚原字込野	1 7 2 4 2	
			〃	1 7 2 4 5	
〃	1 27	1 1 0	〃	1 7 1 9 7	
			〃	1 7 1 9 1 3	
〃	1 28	1 1 1	大淵字風穴	2 6 1 3 1	
〃	(後葉に続く) 1 29	1 1 2	〃	2 6 0 4 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大渕字風穴	2 6 0 5 4	
			〃	2 6 0 5 5	
			〃	2 6 0 9 1 4	
末広	1 3 0	1 1 3	厚原字込野	1 7 1 9 1 1	
〃	1 3 1	1 1 4			法第96条第2項による保留地
〃	2 1	2 1 - 1	大渕字市十窪	2 5 7 3 4	
			〃	2 5 7 4 1	
			〃	2 5 7 4 5	
			〃	2 5 7 4 9	
			〃	2 5 7 4 1 4	
	(後葉に続く)		〃	2 5 7 4 1 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大淵字市十窪	2 5 7 5 1	
			〃	2 5 7 9 2	
			〃	2 5 8 0 1	
			〃	2 5 8 3	
末広	2 2	2 1 - 2	〃	2 5 7 3 1	
〃	2 3	2 1 - 3	〃	2 5 7 4 1 7	
〃	2 4	2 1 - 4	〃	2 5 7 3 3	
〃	2 5	2 1 - 5	〃	2 5 7 3 2	
〃	2 6	2 1 - 6	〃	2 5 7 4 4	
〃	2 7	2 1 - 7	厚原字込野	1 7 0 9 1	
〃	2 8	2 1 - 8	大淵字市十窪	2 5 7 4 1 6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	2 9	2 1 - 9	大淵字風穴	2 6 2 7 1	
〃	2 1 0	2 2	厚原字込野	1 6 9 9 1	
			〃	1 6 9 9 2	
			〃	1 6 9 9 4	
			〃	1 6 9 9 6	
			〃	1 6 9 9 7	
			〃	1 7 1 9 5	
			〃	1 7 2 1 1	
			〃	1 7 2 1 2	
			〃	1 7 2 1 4	
			〃	1 7 2 1 5	
	(後葉に続く)				

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		厚原字込野	1 7 2 1 9	
			〃	1 7 2 2 2	
			〃	1 7 2 2 4	
			〃	1 7 2 2 6	
			大渕字風穴	2 6 1 1 1	
			〃	2 6 1 1 3	
末広	2 1 1	2 3	大渕字市十窪	2 5 5 2 1	
〃	2 1 2	2 4	〃	2 5 3 6 3	
			〃	2 5 3 7 1	
〃	2 1 3	2 5	大渕字辻畑	2 6 5 7 5	
	(後葉に続く)		〃	2 6 6 3 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大淵字辻畑	2 6 6 3 4	
			〃	2 6 6 4 1	
			〃	2 6 6 4 5	
			〃	2 6 6 5 1	
			〃	2 6 6 5 2	
末広	2 1 4	2 1 5	大淵字市十窪	2 5 5 1 2	
			〃	2 5 5 3 3	
			〃	2 5 5 6 8	
〃	2 1 5	2 1 6	〃	2 5 3 4 6	
			〃	2 5 3 4 1 2	
〃	2 1 6	2 1 7	〃	2 5 3 9 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
未広	2	17	2 18	大湊字市十窪	2556	5	
〃	2	18	2 19	大湊字辻畑	2666	4	
〃	2	19	2 20	大湊字市十窪	2543	2	
〃	2	20	2 21	大湊字風穴	2597	1	
〃	2	21	2 22	大湊字辻畑	2663	11	
				〃	2663	42	
〃	2	22	2 23	大湊字市十窪	2560	2	
〃	2	23	2 24	大湊字辻畑	2657	1	
〃	2	24	2 25	大湊字市十窪	2535	6	
				〃	2535	7	
				〃	2535	8	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	2	25	2 26	厚原字込野	1719	22	
〃	2	26	2 27	大淵字辻畑	2663	3	
				〃	2664	2	
				〃	2664	6	
〃	2	27	2 28	大淵字市十窪	2553	18	
				〃	2553	19	
				〃	2553	20	
〃	2	28	2 29	〃	2543	3	
〃	2	29	2 30	〃	2558	20	
〃	2	30	2 31	〃	2543	7	
〃	2	31	2 32	〃	2553	21	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	2	3 2	² 3 3	大淵字市十窪	2 5 5 6	1 0	
〃	2	3 3	² 3 4	〃	2 5 6 0	3 2	
〃	2	3 4	² 3 5	〃	2 5 7 9	1 4	
〃	2	3 5	² 3 6	〃	2 5 4 3	6	
〃	2	3 6	² 3 7	〃	2 5 6 0	2 6	
〃	2	3 7	² 3 8	〃	2 5 5 3	2 9	
				〃	2 5 5 4	2 9	
				〃	2 5 5 4	3 0	
〃	2	3 8	² 3 9	〃	2 5 5 8	2 2	
〃	2	3 9	² 4 0	〃	2 5 5 3	2 4	
〃	2	4 0	² 4 1	〃	2 5 6 2	3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	2	4 1	2 4 2	大淵字市十窪	2 5 5 3	2 3	
〃	2	4 2	2 5 8	〃	2 5 5 0	1	
〃	2	4 3	2 5 7	〃	2 5 5 4	7	
〃	2	4 4	2 5 6	〃	2 5 3 5	4	
〃	2	4 5	2 5 5	〃	2 5 5 4	2 6	
〃	2	4 6	2 5 4	〃	2 5 5 8	1 7	
〃	2	4 7	2 5 3	〃	2 5 6 0	3 3	
〃	2	4 8	2 5 2	〃	2 5 6 0	2 4	
〃	2	4 9	2 5 1	〃	2 5 5 4	2 7	
〃	2	5 0	2 5 0	〃	2 5 5 3	3 2	
〃	2	5 1	2 4 9	〃	2 5 6 0	1 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	2	5 2	2 4 8－ 2	大淵字市十窪	2 5 6 0	1 2	
				〃	2 5 6 0	1 4	
				〃	2 5 6 0	1 6	
〃	2	5 3	2 4 8－ 1	〃	2 5 6 0	1 0	
〃	2	5 4	2 4 7	〃	2 5 6 0	3 1	
〃	2	5 5	2 4 6	〃	2 5 6 0	2 3	
〃	2	5 6	2 4 5	〃	2 5 6 0	2 8	
〃	2	5 7	2 4 4	〃	2 5 5 0	5	
〃	2	5 8	2 4 3	〃	2 5 6 0	3 0	
〃	2	5 9	2 5 9	厚原字込野	1 7 1 4	1	
〃	2	6 0	2 1 4	大淵字市十窪	2 5 6 2	1 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	2	6 1	2 1 3	大淵字市十窪	2 5 6 0	2 9	
〃	2	6 2	2 1 2	〃	2 5 5 3	7	
				〃	2 5 5 3	9	
				〃	2 5 5 3	1 0	
				〃	2 5 5 3	1 2	
				〃	2 5 5 3	1 4	
				〃	2 5 5 3	1 5	
				〃	2 5 5 3	2 2	
				〃	2 5 5 3	2 5	
〃	2	6 3	2 1 1	〃	2 5 5 4	1	
〃	(後葉に続く)		2 1 0	大淵字風穴	2 5 9 0	2 0	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		大渕字風穴	2 5 9 0 2 1	
			〃	2 5 9 8 1	
			〃	2 5 9 9 3	
			〃	2 5 9 9 1 2	
末広	2 6 5	2 9	大渕字市十窪	2 5 5 8 2 6	
〃	2 6 6	2 8	〃	2 5 3 4 1	
			〃	2 5 3 5 1	
〃	2 6 7	2 7	〃	2 5 5 3 2	
			大渕字風穴	2 6 1 0 1 4	
			〃	2 6 1 0 1 5	
	(後葉に続く)		〃	2 6 1 0 2 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		大渕字風穴	2 6 1 0 2 4	
			〃	2 6 1 0 2 5	
			〃	2 6 1 0 3 0	
末広	2 6 8	2 6	大渕字市十窪	2 5 7 8 2	
			〃	2 5 7 8 3	
			〃	2 5 7 9 8	
			〃	2 5 7 9 9	
			〃	2 5 8 4 1	
			〃	2 5 8 4 3	
			〃	2 5 8 4 4	
	(後葉に続く)		〃	2 5 8 4 5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大渕字市十窪	2 5 8 4 6	
末広	3 1	3 1	大渕字辻畑	2 6 7 1 2	
			〃	2 6 7 1 8	
			〃	2 6 7 2 1	
			〃	2 6 7 3 3	
			〃	2 6 7 4 1	
〃	3 2	3 2	大渕字市十窪	2 5 7 0 1	
〃	3 3	3 1 3	厚原字込野	1 7 1 8 3	
			〃	1 7 1 9 6	
〃	3 4	3 1 4	大渕字市十窪	2 5 7 6 2	
			〃	2 5 8 6 8	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	3	5	3 1 5	大湊字市十窪	2 5 5 8	1 4	
〃	3	6	3 1 6	〃	2 5 4 7	3	
〃	3	7	3 1 7	〃	2 5 6 2	8	
〃	3	8	3 1 8	大湊字辻畑	2 6 6 8	2	
				〃	2 6 6 9	1	
				〃	2 6 7 1	4	
〃	3	9	3 1 2	大湊字市十窪	2 5 6 2	9	
				〃	2 5 6 2	1 4	
				〃	2 5 6 2	1 5	
〃	3	1 0	3 1 1	大湊字辻畑	2 6 6 3	7	
				〃	2 6 6 3	2 8	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	3	1 1	3 1 0－ 2	大淵字市十窪	2 5 8 2		
〃	3	1 2	3 1 0－ 1	〃	2 5 8 1		
〃	3	1 3	3 9－ 3	厚原字込野	1 7 1 8	5	
〃	3	1 4	3 9－ 2	大淵字市十窪	2 5 3 9	1	
				〃	2 5 3 9	3	
〃	3	1 5	3 9－ 4	〃	2 5 4 2		
				〃	2 5 4 3	5	
				〃	2 5 4 3	1 2	
〃	3	1 6	3 9－ 1	〃	2 5 4 3	1	
				〃	2 5 4 3	4	
〃	3	1 7	3 8	〃	2 5 4 7	1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	3 18	3 7	大淵字市十窪	2 5 6 8 1	
			〃	2 5 6 8 2	
			〃	2 5 6 8 3	
			〃	2 5 6 8 6	
			〃	2 5 6 9 1	
〃	3 19	3 6	〃	2 5 7 1 1	
			〃	2 5 7 1 2	
			〃	2 5 7 1 5	
			〃	2 5 7 2 1	
			〃	2 5 7 4 1 2	
			〃	2 5 7 4 1 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	3	20	3 5	大湊字市十窪	2566	1	
				〃	2567	1	
〃	3	21	3 4－ 2	大湊字辻畑	2663	8	
				〃	2663	15	
				〃	2663	18	
				〃	2665	6	
〃	3	22	3 4－ 1	大湊字風穴	2596	1	
				〃	2597	2	
				大湊字辻畑	2663	6	
〃	3	23	3 3－ 2	大湊字風穴	2593	1	
〃	(後葉に続く)		3	厚原字込野	1714	5	
	3	24	3－ 1				

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		厚原字込野	1 7 1 7 1	
末広	4 1	4-1 1- 1	大渕字辻畑	2 6 5 4 1	
			〃	2 6 5 4 3	
			〃	2 6 5 6 1	
			〃	2 6 5 8 1	
〃	4 2	4-1 1- 2	厚原字八笠	1 8 8 4 1 0	
			〃	1 8 8 4 1 6	
			〃	1 8 8 4 1 7	
			大渕字風穴	2 6 1 9 3	
			〃	2 6 1 9 4	
〃	(後葉に続く) 4 3	4-1 1- 3	大渕字市十窪	2 5 6 0 2 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大湊字辻畑	2 6 6 7 1	
末広	4 4	4-1 1-4	大湊字市十窪	2 5 4 8 3	
			〃	2 5 4 9	
			〃	2 5 5 0 3	
			〃	2 5 5 0 4	
			〃	2 5 5 0 6	
			〃	2 5 5 0 7	
			〃	2 5 5 1 1	
			〃	2 5 5 3 1 6	
			〃	2 5 5 3 1 7	
	(後葉に続く)		〃	2 5 5 3 3 0	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大渕字市十窪	2 5 5 3 3 1	
			〃	2 5 5 4 2	
			〃	2 5 5 4 3	
			〃	2 5 6 2 1 0	
			〃	2 5 8 5 1	
末広	4 5	4-1 1- 5	〃	2 5 7 9 1 6	
〃	4 6	4-1 1- 6	大渕字辻畑	2 6 5 7 3	
			〃	2 6 5 7 6	
			〃	2 6 6 3 1	
			〃	2 6 6 3 5	
	(後葉に続く)		〃	2 6 6 3 3 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大渕字辻畑	2 6 6 5 3	
			〃	2 6 6 6 1	
末広	4 7	4-1 1-7	大渕字風穴	2 6 1 6	
			〃	2 6 1 6 2	
			〃	2 6 1 7	
			〃	2 6 1 7 2	
			〃	2 6 1 7 3	
			〃	2 6 1 7 4	
			〃	2 6 1 7 5	
			〃	2 6 1 8 2	
			〃	2 6 1 8 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
末広	4 8	4-1 2-1	大湊字辻畑	2 6 6 3 2 9	
			〃	2 6 6 3 3 3	
			〃	2 6 6 3 3 7	
			〃	2 6 7 1 1 1	
〃	4 9	4-1 2-2	〃	2 6 6 3 3 8	
〃	4 1 0	4-1 2-3			法第9 6 条第2項による保留地
〃	5 1	4-2 1	大湊字辻畑	2 6 7 0 1	
			〃	2 6 7 0 3	
			〃	2 6 7 1 3	
〃	5 2	4-2 2			法第9 6 条第2項による保留地
〃	6 1	5 1			法第9 6 条第2項による保留地

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	62	52	大淵字辻畑	26683	
			〃	26715	
			〃	26723	
〃	71	6-120	大淵字風穴	25977	
〃	72	6-121	〃	26073	
〃	73	6-122	厚原字込野	17111	
			〃	172211	
〃	74	6-123	〃	171412	
〃	75	6-124	〃	171914	
〃	76	6-125	大淵字市十窪	25502	
〃	(後葉に続く) 77	6-126	大淵字風穴	26038	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		大渕字風穴	26048	
			〃	26124	
末広	78	6-1 27	厚原字込野	17198	
〃	79	6-1 28	厚原字八笠	18873	
〃	710	6-1 29	大渕字市十窪	257915	
〃	711	6-1 30	〃	25796	
〃	712	6-1 19	大渕字風穴	26184	
〃	713	6-1 18	〃	260919	
			〃	260920	
〃	714	6-1 17	〃	26062	
〃	715	6-1 16	厚原字込野	17271	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	7	16	6-1 15	大淵字風穴	2618	1	
〃	7	17	6-1 14	〃	2595	2	
				〃	2595	3	
				〃	2595	8	
				〃	2595	21	
				〃	2595	22	
				〃	2595	23	
〃	7	18	6-1 13	厚原字込野	1719	3	
				〃	1719	9	
				〃	1719	10	
				〃	1719	12	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	7	19	6－1 12	厚原字込野	1714	13	
〃	7	20	6－1 11	〃	1719	15	
				〃	1719	20	
〃	7	21	6－1 10	大淵字風穴	2604	2	
				〃	2605	2	
〃	7	22	6－1 9	〃	2622	1	
〃	7	23	6－1 8	〃	2612	1	
〃	7	24	6－1 7	厚原字込野	1719	2	
〃	7	25	6－1 6	大淵字風穴	2597	14	
〃	7	26	6－1 5	〃	2619	1	
〃	7	27	6－1 4	厚原字八笠	1886	1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	7 28	6-1 3	厚原字込野	1714 3	
〃	7 29	6-1 2	〃	1723 1	
			〃	1724 1	
〃	7 30	6-1 1- 3	大淵字市十窪	2574 3	
〃	7 31	6-1 1- 2	厚原字八笠	1885 1	
			大淵字市十窪	2571 4	
			大淵字風穴	2614	
〃	7 32	6-1 1- 1	厚原字込野	1693 1	
			〃	1696 1	
			大淵字市十窪	2574 2	
			〃	2574 11	
	(後葉に続く)				

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		大淵字風穴	2 6 2 0 1	
			〃	2 6 2 6 1	
末広	7 3 3	6-1 3 1			法第9 6 条第2項による保留地
〃	7 3 4	6-2 6- 5	厚原字八笠	1 8 8 4 2	
			〃	1 8 8 4 1 1	
〃	7 3 5	6-2 6- 6	大淵字市十窪	2 5 5 3 8	
〃	7 3 6	6-2 6- 4	〃	2 5 8 6 6	
			〃	2 5 8 6 1 1	
			〃	2 5 8 6 1 2	
〃	7 3 7	6-2 6- 3	〃	2 5 4 3 8	
	(後葉に続く)		〃	2 5 4 4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大渕字市十窪	2 5 4 5 1	
			〃	2 5 4 5 4	
			〃	2 5 4 6 1	
			〃	2 5 7 6 1	
			〃	2 5 7 6 6	
			〃	2 5 7 9 1	
			大渕字辻畑	2 6 7 2 2	
末広	7 3 8	6-2 6-7	大渕字市十窪	2 5 4 8 5	
〃	7 3 9	6-2 6-1	〃	2 5 4 8 1	
			〃	2 5 7 9 1 7	
〃	7 4 0	6-2 5			法第96条第2項による保留地

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
末広	7 41	6-2 1-1	大淵字市十窪	2534 2	
			〃	2534 10	
〃	7 42	6-2 1-2	〃	2537 2	
〃	7 43	6-2 2	大淵字辻畑	2666 2	
			〃	2666 3	
〃	7 44	6-2 3	大淵字市十窪	2564 1	
〃	7 45	6-2 4-1	〃	2565 1	
〃	7 46	6-2 4-3	〃	2562 4	
			〃	2562 12	
〃	7 47	6-2 4-2	〃	2562 1	
			〃	2562 17	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	7 48	6-2 6-2	大淵字市十窪	2548 4	
			〃	2554 5	
			〃	2554 9	
			〃	2576 10	
			〃	2578 1	
			〃	2579 13	
〃	8 1	11 1			法第96条第2項による保留地
〃	8 2	11 2	大淵字市十窪	2557 1	
〃	8 3	11 3	〃	2565 2	
			〃	2565 6	
			〃	2565 7	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	8 4	1 1 4 - 1	大湊字市十窪	2 5 3 8	
			〃	2 5 4 0 1	
〃	8 5	1 1 4 - 2	〃	2 5 3 9 4	
〃	8 6	1 1 5	大湊字風穴	2 6 1 1 2	
			〃	2 6 1 1 4	
			〃	2 6 1 1 7	
〃	9 1	1 5 1 - 1	大湊字市十窪	2 5 6 2 1 8	
			〃	2 5 6 3 2	
〃	9 2	1 5 1 - 2			法第9 6 条第2 項による保留地
〃	9 3	1 5 2	大湊字市十窪	2 5 6 2 1 1	
〃	(後葉に続く) 9 4	1 5 3 - 1	〃	2 5 5 4 3 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大渕字市十窪	2 5 5 6 2	
			〃	2 5 5 6 6	
末広	9 5	1 5 3 - 2	〃	2 5 5 6 1	
〃	9 6	1 5 5	厚原字込野	1 7 1 4 2	
			〃	1 7 1 4 1 1	
〃	9 7	1 5 1 1			法第 9 6 条第 2 項による保留地
〃	9 8	1 5 6 - 1	大渕字市十窪	2 5 6 0 9	
〃	9 9	1 5 6 - 2			法第 9 6 条第 2 項による保留地
〃	9 1 0	1 5 7 - 1	大渕字市十窪	2 5 5 8 1 2	
〃	9 1 1	1 5 7 - 2	〃	2 5 5 3 5	
〃	(後葉に続く) 9 1 2	1 5 8 - 2	〃	2 5 5 8 2 9	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大湊字市十窪	2 5 5 8 3 0	
末広	9 13	1 5 9	〃	2 5 5 4 2 2	
〃	9 14	1 5 1 0 - 1	〃	2 5 7 6 8	
〃	9 15	1 5 1 0 - 2			法第9 6 条第2項による保留地
〃	9 16	1 5 8 - 1	大湊字市十窪	2 5 5 8 4	
			〃	2 5 5 8 1 8	
〃	9 17	1 5 4 - 2			法第9 6 条第2項による保留地
〃	9 18	1 5 4 - 1	厚原字八笠	2 0 1 8 2	
〃	1 0 1	1 2 1 - 1	大湊字市十窪	2 5 6 2 2	
〃	1 0 2	1 2 1 - 2	〃	2 5 6 2 1 9	
〃	1 0 3	1 2 1 - 3	〃	2 5 6 2 2 0	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	10	4	12 1－ 4	大淵字市十窪	2562	21	
〃	10	5	12 2	〃	2554	35	
〃	10	6	12 3	〃	2562	16	
				〃	2563	1	
〃	11	1	13 1－ 1	〃	2560	19	
〃	11	2	13 1－ 2	〃	2560	25	
〃	11	3	13 2－ 1	〃	2560	20	
〃	11	4	13 2－ 2	〃	2560	15	
〃	11	5	13 3－ 1	大淵字辻畑	2663	20	
				〃	2665	5	
〃	11	6	13 3－ 2	〃	2663	17	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	1 1	7	1 3 3－ 3				法第9 6 条第2項による保留地
〃	1 1	8	1 3 4－ 3				法第9 6 条第2項による保留地
〃	1 1	9	1 3 4－ 2	大淵字辻畑	2 6 6 3	1 6	
〃	1 1	1 0	1 3 4－ 1	〃	2 6 6 3	1 9	
〃	1 1	1 1	1 3 5－ 1	大淵字市十窪	2 5 6 1	1	
〃	1 1	1 2	1 3 5－ 2	〃	2 5 6 1	2	
〃	1 1	1 3	1 3 5－ 3	〃	2 5 6 0	2 2	
〃	1 1	1 4	1 3 6－ 1	〃	2 5 6 0	1 7	
〃	1 1	1 5	1 3 6－ 2	〃	2 5 6 0	2 7	
〃	1 1	1 6	1 3 7－ 1	〃	2 5 6 0	1 8	
〃	1 1	1 7	1 3 7－ 2	〃	2 5 6 0	1 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
末広	1 2 1	1 4 1－ 1	大淵字市十窪	2 5 6 0 3	
〃	1 2 2	1 4 1－ 2			法第9 6 条第2項による保留地
〃	1 2 3	1 4 2－ 1	大淵字辻畑	2 6 6 8 1	
〃	1 2 4	1 4 2－ 2	〃	2 6 6 8 5	
〃	1 2 5	1 4 2－ 3	〃	2 6 7 1 1	
〃	1 2 6	1 4 2－ 4	〃	2 6 6 8 6	
			〃	2 6 7 1 1 3	
〃	1 2 7	1 4 3－ 3	大淵字市十窪	2 5 5 8 1	
〃	1 2 8	1 4 3－ 2	〃	2 5 5 8 2 8	
〃	1 2 9	1 4 3－ 1	〃	2 5 5 8 2 7	
〃	(後葉に続く) 1 2 1 0	1 4 4	〃	2 5 5 8 2 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大湊字市十窪	2 5 5 8 2 3	
末広	1 3 1	1 6 1 - 1	〃	2 5 5 8 7	
〃	1 3 2	1 6 1 - 2			法第 9 6 条第 2 項による保留地
〃	1 3 3	1 6 2	大湊字市十窪	2 5 5 8 1 6	
			〃	2 5 5 8 1 9	
〃	1 3 4	1 6 3 - 1	〃	2 5 5 8 2	
〃	1 3 5	1 6 3 - 2			法第 9 6 条第 2 項による保留地
〃	1 3 6	1 6 4			法第 9 6 条第 2 項による保留地
〃	1 3 7	1 6 5 - 1	大湊字市十窪	2 5 6 0 4	
〃	1 3 8	1 6 5 - 2	〃	2 5 6 0 1	
〃	1 3 9	1 6 6	〃	2 5 5 4 3 4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
末広	13 10	16 7- 1	大淵字市十窪	2558 11	
			〃	2559 2	
〃	13 11	16 7- 2			法第96条第2項による保留地
〃	13 12	16 8- 1	大淵字市十窪	2559 1	
〃	13 13	16 8- 2			法第96条第2項による保留地
〃	13 14	16 9	大淵字市十窪	2553 26	
			〃	2558 6	
〃	13 15	16 10	〃	2558 13	
〃	14 1	17 1	〃	2553 27	
〃	14 2	17 2			法第96条第2項による保留地
〃	(後葉に続く) 14 3	17 3	大淵字市十窪	2554 24	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大淵字市十窪	2 5 5 4 3 3	
末広	1 4 4	1 7 4 - 1	〃	2 5 5 4 3 1	
			〃	2 5 5 6 7	
			〃	2 5 5 6 9	
〃	1 4 5	1 7 4 - 2	〃	2 5 5 4 3 6	
〃	1 4 6	1 7 5	〃	2 5 5 4 2 3	
			〃	2 5 5 4 2 8	
〃	1 4 7	1 7 6 - 1	〃	2 5 5 4 2 5	
〃	1 4 8	1 7 6 - 2	〃	2 5 5 4 1 6	
			〃	2 5 5 4 2 0	
〃	1 4 9	1 7 7 - 1	厚原字込野	1 7 1 9 1 6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	1 4	1 0	1 7 7－ 2	厚原字込野	1 7 1 9	1	法第9 6 条第2項による保留地
〃	1 4	1 1	1 7 8				
〃	1 5	1	1 8 1－ 1	大渕字風穴	2 5 9 9	2 0	
〃	1 5	2	1 8 1－ 2	〃	2 5 9 9	1 0	
〃	1 5	3	1 8 1－ 3	〃	2 5 9 9	2 4	
				〃	2 5 9 9	2 5	
〃	1 5	4	1 8 2－ 1	大渕字市十窪	2 5 7 9	1 0	
				〃	2 5 7 9	1 1	
〃	1 5	5	1 8 2－ 2	〃	2 5 8 0	2	
				〃	2 5 8 4	2	
〃	1 5	6	1 8 2－ 3	〃	2 5 7 9	3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	1 5	7	1 8 3－ 2	大淵字風穴	2 6 0 3	7	
				〃	2 6 0 3	3 1	
				〃	2 6 1 2	5	
〃	1 5	8	1 8 3－ 1	〃	2 6 1 2	2	
				〃	2 6 1 2	3	
				〃	2 6 1 2	6	
〃	1 5	9	1 8 1－ 6	〃	2 5 9 9	2 7	
				〃	2 5 9 9	2 8	
〃	1 5	1 0	1 8 1－ 5	〃	2 5 9 9	2 1	
〃	1 5	1 1	1 8 1－ 4	〃	2 5 9 9	2	
				〃	2 5 9 9	2 6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	1 6	1	1 9 1	大湊字市十窪	2 5 7 6	3	
〃	1 6	2	1 9 2	〃	2 5 8 6	1 5	
〃	1 6	3	1 9 3－ 1	〃	2 5 8 6	4	
〃	1 6	4	1 9 3－ 2	〃	2 5 7 9	1 2	
〃	1 6	5	1 9 4	大湊字風穴	2 5 9 9	7	
〃	1 6	6	1 9 5－ 1	〃	2 5 9 9	6	
〃	1 6	7	1 9 5－ 2	〃	2 5 9 9	6	
〃	1 6	8	1 9 6				法第 9 6 条第 2 項による保留地
〃	1 6	9	1 9 7	大湊字市十窪	2 5 5 8	1 5	
〃	1 6	1 0	1 9 1 2				法第 9 6 条第 2 項による保留地
〃	1 6	1 1	1 9 8－ 1	大湊字市十窪	2 5 7 9	5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	1 6	1 2	1 9 8－ 2	大湊字市十窪	2 5 7 9	4	
				〃	2 5 7 9	1 8	
〃	1 6	1 3	1 9 9	大湊字風穴	2 5 9 9	5	
〃	1 6	1 4	1 9 1 0－ 1	〃	2 6 0 9	1 0	
				〃	2 6 0 9	1 1	
〃	1 6	1 5	1 9 1 0－ 2	〃	2 6 0 9	3	
〃	1 6	1 6	1 9 1 1	大湊字市十窪	2 5 7 6	4	
				〃	2 5 7 6	9	
〃	1 7	1	2 0 1	〃	2 5 3 4	7	
				〃	2 5 3 5	9	
				〃	2 5 3 6	4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	17	2	20 2	厚原字八笠	2031	6	
〃	17	3	20 3				法第96条第2項による保留地
〃	17	4	20 4	大淵字風穴	2593	3	
〃	17	5	20 5				法第96条第2項による保留地
〃	17	6	20 6				法第96条第2項による保留地
〃	17	7	20 7				法第96条第2項による保留地
〃	17	8	20 10				法第96条第2項による保留地
〃	17	9	20 8	厚原字八笠	1887	4	
				〃	1887	8	
				〃	1887	11	
〃	17	10	20 9－ 3	大淵字市十窪	2536	6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	17	11	20 9－ 2	大淵字市十窪	2536	5	
〃	17	12	20 9－ 1	〃	2536	1	
〃	18	1	9 1	厚原字八笠	2007	4	
				〃	2035	1	
				〃	2035	6	
				〃	2037	1	
				〃	2037	6	
				大淵字市十窪	2586	7	
				〃	2586	19	
				〃	2587	5	
				〃	2588	1	
				(後葉に続く)			

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		大渕字市十窪	25883	
			〃	25886	
			〃	25891	
			大渕字風穴	25909	
			〃	259011	
			〃	259911	
末広	182	92	厚原字八笠	203113	
〃	191	101	大渕字市十窪	25869	
			〃	258623	
			〃	258624	
			〃	258625	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	1 9	2	1 0 2				法第9 6条第2項による保留地
〃	1 9	3	1 0 9	大淵字辻畑	2 6 7 2	4	
				〃	2 6 7 2	5	
				〃	2 6 7 3	1	
				〃	2 6 7 3	2	
				〃	2 6 7 4	2	
				〃	2 6 7 4	3	
				〃	2 6 7 5	2	
				〃	2 6 7 5	3	
〃	1 9	4	1 0 3				法第9 6条第2項による保留地
〃	1 9	5	1 0 6	大淵字市十窪	2 5 5 3	1 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	19	6	10 7	大淵字市十窪	2553	6	
〃	19	7	10 8	〃	2553	13	
〃	19	8	10 10	〃	2585	3	
				〃	2585	4	
				〃	2585	5	
				〃	2585	6	
				大淵字風穴	2599	8	
〃	19	9	10 11－ 1	大淵字市十窪	2586	17	
				〃	2587	3	
〃	19	10	10 11－ 2				法第96条第2項による保留地
〃	20	1	8 1	厚原字込野	1719	4	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	2 0	2	8 3				法第9 6 条第2項による保留地
〃	2 0	3	8 5				法第9 6 条第2項による保留地
〃	2 0	4	8 4－ 1	大淵字風穴	2 5 9 8	2	
				〃	2 5 9 9	4	
				〃	2 5 9 9	2 2	
〃	2 0	5	8 4－ 2	〃	2 5 9 9	2 3	
〃	2 0	6	8 2	〃	2 5 9 0	1	
〃	2 1	1	7 1				法第9 6 条第2項による保留地
〃	2 1	2	7 2－ 1	大淵字風穴	2 5 9 4	6	
				〃	2 5 9 4	7	
〃	(後葉に続く) 2 1	3	7 2－ 2	厚原字八笠	2 0 2 2	1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		厚原字八笠	2026 1	
			〃	2026 2	
			〃	2026 14	
			〃	2032	
末広	21 4	7 4- 1	〃	2016 9	
〃	21 5	7 4- 2	〃	2014 5	
〃	21 6	7 4- 3	〃	2018 5	
〃	21 7	7 4- 4	〃	2014 6	
			〃	2018 1	
			〃	2018 6	
〃	21 8	7 5			法第96条第2項による保留地

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	2 1	9	7 7－ 1	大淵字風穴	2 5 9 4	1	
〃	2 1	1 0	7 7－ 2	〃	2 5 9 4	5	
〃	2 1	1 1	7 8				法第9 6 条第2項による保留地
〃	2 1	1 2	7 6－ 1	厚原字八笠	2 0 3 1	1	
〃	2 1	1 3	7 6－ 2	〃	2 0 3 0	4	
				〃	2 0 3 1	8	
				〃	2 0 3 4	1	
〃	2 2	1	2 1 1	厚原字大石	2 1 3 1	4	
				〃	2 1 3 4	1	
〃	1 0 0						法第1 0 5 条第3項により帰属
〃	1 0 1	1					法第1 0 5 条第1項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
未広	1 0 1	2					法第1 0 5条第1項により帰属
〃	1 0 2	1	2 3 1	厚原字込野	1 6 5 2	3 9	
				〃	1 6 5 2	4 0	
				〃	1 6 9 9	1 2	
				〃	1 6 9 9	1 4	
				〃	1 7 0 9	9	
				〃	1 7 1 9	2 1	
				〃	1 7 2 1	8	
				〃	1 7 2 1	1 5	
				大渕字辻畑	2 6 5 3	1 4	
				〃	2 6 5 4	1 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番			
未広	103	1						法第105条第1項により帰属
〃	103	2						法第105条第1項により帰属
〃	103	3						法第105条第1項により帰属
〃	103	4						法第105条第1項により帰属
〃	103	5						法第105条第1項により帰属
〃	103	6						法第105条第1項により帰属
〃	104	1						法第105条第1項により帰属
〃	104	2						法第105条第1項により帰属
〃	104	3						法第105条第1項により帰属
〃	104	4						法第105条第1項により帰属
〃	105							法第105条第1項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
未広		106							法第105条第3項により帰属
〃		107							法第105条第3項により帰属
〃		108							法第105条第1項により帰属
〃		109							法第105条第1項により帰属
〃		110							法第105条第1項により帰属
〃		111							法第105条第1項により帰属
〃		112							法第105条第1項により帰属
〃		113							法第105条第1項により帰属
〃		114							法第105条第1項により帰属
〃		115							法第105条第1項により帰属
〃		116							法第105条第3項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
未広	1 1 7						法第105条第1項により帰属
〃	1 1 8						法第105条第3項により帰属
〃	1 1 9						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 0						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 1						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 2						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 3						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 4						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 5						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 6						法第105条第3項により帰属
〃	1 2 7						法第105条第3項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
未広		1 2 8							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 2 9							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 0							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 1							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 2							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 3							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 4							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 5							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 6							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 7							法第1 0 5条第3項により帰属
〃		1 3 8							法第1 0 5条第3項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番			
未広	1 3 9							法第1 0 5条第3項により帰属
〃	1 4 0							法第1 0 5条第3項により帰属
〃	1 4 1							法第1 0 5条第3項により帰属
〃	1 4 2							法第1 0 5条第1項により帰属
〃	1 4 3							法第1 0 5条第1項により帰属
〃	1 4 4							法第1 0 5条第1項により帰属
〃	1 4 5							法第1 0 5条第3項により帰属
〃	1 4 6							法第1 0 5条第1項により帰属
〃	1 4 7							法第1 0 5条第1項により帰属
〃	1 4 8							法第1 0 5条第3項により帰属
〃	1 4 9							法第1 0 5条第1項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番		
末広	1 5 0	1	2 2 1－ 4	厚原字大石	2 0 3 9	1 2	
〃	1 5 0	2	2 2 1－ 3	〃	2 0 3 8	1 1	
〃	1 5 0	3	2 2 1－ 2	〃	2 0 3 8	1 0	
				〃	2 0 3 9	1 3	
〃	1 5 0	4	2 2 1－ 1	厚原字八笠	1 8 8 7	1 3	
				〃	1 8 8 7	1 4	
				〃	2 0 1 4	1 6	
				〃	2 0 2 2	2	
				〃	2 0 2 2	3	
				〃	2 0 2 6	1 6	
				〃	2 0 3 1	4	
	(後葉に続く)						

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		厚原字八笠	2031 11	
末広	151				法第105条第1項により帰属
〃	152				法第105条第1項により帰属
〃	153				法第105条第3項により帰属
〃	154				法第105条第3項により帰属
〃	155				法第105条第3項により帰属
〃	156				法第105条第1項により帰属
〃	157				法第105条第1項により帰属
〃	158				法第105条第1項により帰属
〃	159				法第105条第1項により帰属
〃	160				法第105条第1項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地				備 考
町 ・ 丁 目 名		地 番		画 地	町 ・ 丁 目 名		地 番		
未広		1 6 1							法第1 0 5条第1項により帰属
					大淵字市十窪		2 5 5 3	1	法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		2 5 5 3	4	法第9 5条第6項により金銭清算
					〃		2 5 5 3	2 8	法第9 5条第6項により金銭清算
					厚原字込野		1 6 5 2	3 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃		1 6 5 2	3 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃		1 6 5 2	3 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃		1 6 9 9	1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃		1 7 0 9	8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃		1 7 1 3	2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃		1 7 1 3	3	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					厚原字込野	17134	法第105条第2項により消滅
					〃	17138	法第105条第2項により消滅
					〃	17144	法第105条第2項により消滅
					〃	17146	法第105条第2項により消滅
					〃	17147	法第105条第2項により消滅
					〃	17148	法第105条第2項により消滅
					〃	17149	法第105条第2項により消滅
					〃	171410	法第105条第2項により消滅
					〃	17172	法第105条第2項により消滅
					〃	17182	法第105条第2項により消滅
					〃	171917	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番			画 地	町・丁目名	地 番	
					厚原字込野	1719:18	法第105条第2項により消滅
					〃	1721:14	法第105条第2項により消滅
					〃	1723:6	法第105条第2項により消滅
					〃	1723:7	法第105条第2項により消滅
					〃	1724:3	法第105条第2項により消滅
					〃	1724:4	法第105条第2項により消滅
					〃	1725:3	法第105条第2項により消滅
					〃	1725:6	法第105条第2項により消滅
					〃	1725:7	法第105条第2項により消滅
					〃	1725:8	法第105条第2項により消滅
					〃	1725:9	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					厚原字込野	1 7 2 5 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 5 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 5 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 5 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 5 1 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 5 1 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 5 1 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 5 1 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 6 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 7 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	1 7 2 7 6	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					厚原字込野	1727 7	法第105条第2項により消滅
					〃	1727 9	法第105条第2項により消滅
					〃	1727 10	法第105条第2項により消滅
					〃	1727 11	法第105条第2項により消滅
					〃	1727 12	法第105条第2項により消滅
					〃	1727 13	法第105条第2項により消滅
					〃	1727 14	法第105条第2項により消滅
					〃	1727 15	法第105条第2項により消滅
					厚原字八笠	1737 2	法第105条第2項により消滅
					〃	1737 3	法第105条第2項により消滅
					〃	1737 7	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					厚原字八笠	17382	法第105条第2項により消滅
					〃	18844	法第105条第2項により消滅
					〃	18845	法第105条第2項により消滅
					〃	188418	法第105条第2項により消滅
					〃	18852	法第105条第2項により消滅
					〃	18853	法第105条第2項により消滅
					〃	18854	法第105条第2項により消滅
					〃	18855	法第105条第2項により消滅
					〃	18859	法第105条第2項により消滅
					〃	18862	法第105条第2項により消滅
					〃	18864	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					厚原字八笠	1886 7	法第105条第2項により消滅
					〃	1890 6	法第105条第2項により消滅
					〃	1890 10	法第105条第2項により消滅
					〃	2007 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2031 9	法第105条第2項により消滅
					〃	2031 12	法第105条第2項により消滅
					〃	2033 1	法第105条第2項により消滅
					〃	2033 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2034 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2034 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2035 3	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					厚原字八笠	2037 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2037 5	法第105条第2項により消滅
					厚原字大石	2038 1	法第105条第2項により消滅
					〃	2038 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2038 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2038 9	法第105条第2項により消滅
					〃	2039 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2039 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2131 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2131 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2132 3	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					厚原字大石	2 1 3 2 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 1 3 2 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2 1 3 4 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 1 3 4 4	法第105条第2項により消滅
					大淵字市十窪	2 4 6 3 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 4 6 3 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 4 6 3 9	法第105条第2項により消滅
					〃	2 4 6 3 1 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 4 6 4 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 4 6 5 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 4 6 5 3	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	2465 11	法第105条第2項により消滅
					〃	2466 14	法第105条第2項により消滅
					〃	2466 15	法第105条第2項により消滅
					〃	2466 16	法第105条第2項により消滅
					〃	2466 17	法第105条第2項により消滅
					〃	2466 18	法第105条第2項により消滅
					〃	2478 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2478 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2479 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2479 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2498 11	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	2 4 9 8 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 4 9 8 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 2 9 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 4 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 4 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 4 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 4 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 4 1 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 5 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 5 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 5 1 5	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字市十窪	2 5 3 5 1 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 5 1 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 5 2 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 5 2 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 5 2 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 7 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 3 7 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 4 0 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 4 3 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 4 3 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 4 3 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	2 5 4 5 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 5 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 6 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 6 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 6 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 6 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 7 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 7 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 7 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 7 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 4 7 7	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字市十窪	2 5 4 7 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 4 8 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 2 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 4 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 4 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 4 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 4 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 4 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 6 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 6 4	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	2 5 5 7 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 8 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 8 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 8 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 8 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 8 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 8 2 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 8 2 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 9 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 5 9 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 0 5	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	25606	法第105条第2項により消滅
					〃	25607	法第105条第2項により消滅
					〃	25608	法第105条第2項により消滅
					〃	25625	法第105条第2項により消滅
					〃	25626	法第105条第2項により消滅
					〃	25627	法第105条第2項により消滅
					〃	25642	法第105条第2項により消滅
					〃	25653	法第105条第2項により消滅
					〃	25654	法第105条第2項により消滅
					〃	25655	法第105条第2項により消滅
					〃	25658	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字市十窪	2 5 6 5 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 5 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 5 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 6 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 6 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 7 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 7 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 7 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 8 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 8 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 6 8 7	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	25688	法第105条第2項により消滅
					〃	25689	法第105条第2項により消滅
					〃	256810	法第105条第2項により消滅
					〃	256811	法第105条第2項により消滅
					〃	256812	法第105条第2項により消滅
					〃	256813	法第105条第2項により消滅
					〃	256814	法第105条第2項により消滅
					〃	25692	法第105条第2項により消滅
					〃	25702	法第105条第2項により消滅
					〃	25703	法第105条第2項により消滅
					〃	25704	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	2 5 7 0 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 1 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 2 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 3 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 3 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 1 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 1 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 2 3	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字市十窪	2 5 7 4 2 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 2 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 2 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 2 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 4 2 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 5 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 6 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 6 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 6 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 7 9 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 8 5 2	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字市十窪	2586 10	法第105条第2項により消滅
					〃	2586 13	法第105条第2項により消滅
					〃	2586 14	法第105条第2項により消滅
					〃	2586 18	法第105条第2項により消滅
					〃	2586 20	法第105条第2項により消滅
					〃	2586 21	法第105条第2項により消滅
					〃	2586 22	法第105条第2項により消滅
					〃	2587 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2587 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2588 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2589 2	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字市十窪	2 5 8 9 3	法第105条第2項により消滅
					大湊字風穴	2 5 9 0 1 0	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 1 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 1 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 1 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 1 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 1 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 1 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 1 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 2 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 0 2 3	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字風穴	2 5 9 0 2 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 2 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 3 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 4 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 4 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 4 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 7	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字風穴	2 5 9 5 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 1 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 5 2 0	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字風穴	2 5 9 5 2 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 6 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 6 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 6 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 6 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 6 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 6 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 7 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 7 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 7 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2 5 9 7 9	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字風穴	2 5 9 7 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 7 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 7 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 7 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 9 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 9 1 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 9 1 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 9 1 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 9 1 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 9 1 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 5 9 9 1 9	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字風穴	2 6 0 3 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 1 9	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字風穴	2603 20	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 21	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 22	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 23	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 24	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 25	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 26	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 27	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 28	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 29	法第105条第2項により消滅
					〃	2603 30	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字風穴	2 6 0 3 3 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 3 3 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 4 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 4 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 4 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 5 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 5 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 5 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 6 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 6 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 0 6 6	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大湊字風穴	2607 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2607 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2608 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2609 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2610 37	法第105条第2項により消滅
					〃	2610 38	法第105条第2項により消滅
					〃	2613 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2613 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2613 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2613 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2627 5	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字辻畑	2 6 5 3 1 1	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 3 1 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 3 1 3	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 4 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 4 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 4 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 6 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 6 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 6 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 7 9	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 5 7 1 0	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字辻畑	2 6 6 3 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 3 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 3 3 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 3 3 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 1 1	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字辻畑	2 6 6 4 1 2	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 1 3	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 4 1 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 5 4	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 5 7	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 5 8	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 5 9	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 5 1 0	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 6 5	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 6 6	法第1 0 5条第2項により消滅
					〃	2 6 6 6 7	法第1 0 5条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字辻畑	2 6 6 6 8	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 6 6 9	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 6 7 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 6 8 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 6 9 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 0 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 0 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 0 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 1 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 1 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 1 9	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番			画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
					大淵字辻畑	2 6 7 1 1 0	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 1 1 2	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 2 6	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 2 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 4 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 4 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 5 4	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 5 5	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 5 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 7 9 7	法第105条第2項により消滅
					〃	2 6 8 2 2	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 对 照 表 】

[illegible]